

大念仏寺本鈔写毛詩傳私攷

内野熊一郎

大念仏寺藏鈔写毛詩傳殘卷影本は、京大文学部影印第十帙（昭和十七年刊）に収められてをり、享益する所多大である。但それが、何時頃、誰人に抄写されたものか、如何なる経過を辿つて今日に残存してゐるのか、又手詠伝授した人は、如何なる学系の人達であるのか、などは尙未詳であり、之が探究は行はるべき第一作業である。が此の詳察は後日にゆづり、今はその極く一端を考へておくなら、清原・大江家本ではなく、然もやはり一家相伝の抄本である、と推考される。それは、羔羊篇の「訓詁書入レ」に、「羔羊之皮^{カコロモ}」とあり、「カハコロモ」は念仏寺本の訓み方で、「カハアリ」は清原本の訓らしいのである。事実、宣賢本には、ことを「^{カケリ}皮」とよんでゐる。

即ち「カハアリ」は清原家のみみ方で、尙ほ「カハコロモアリ」とよむ江家点を参考に書入れてゐるのである。故に、念仏寺本は清・江二家本とは異なるものであることが判る。然も亦、益斯篇に書入レたもの「子孫蟄と兮尺十反、師説音直立反」と。これは釈文音を書入レたもので、それには、「尺十反、徐又直立反」とあるから、「尺十反」は釈文音切であり、師説音は徐音を用ひたものである。即ち師説音とは、念仏寺本写誦者の先師家説であり、釈文正音にはよらず、徐音によつたことが判る。かくて此の抄本も、未詳ではあるが、ともかく或る一師相伝の一家説本とは推せる。而して文献上我国平安初期には、この系統の毛詩本が行はれたに違ひないことは、本朝文粹に、小野篁の「所謂君子好仇[○]」と言はれるものが存してをり、「好仇」は詩閔睢篇の句

であらうが、普通一般の毛詩本には「好述」となつてゐるもの。「好仇[○]」に作るのは、釈文一本に見える句形で、且大念仏寺本も同じである。故に、我国古代平安初期には、この系統の毛詩本も、たしかに用ひられてゐた、と推定されるのである。

さて抄本の書法字体については、やはり和風があり、我国人の手写になると想はれるが、その本文の傍側には異本と校合した細字の書入れがあり、更に注目すべきは、釈文に基く音注の書入れもあることである。当時我國に流伝してゐた釈文の古い型の真相も、或る程度まで想見することが出来るし、巻頭大序の下欄外には、「正義曰」の書入れも存し、抄写後、正義と校合したことも判るのである。

が、今は先づ、大念仏寺本毛詩傳の字句形が、如何なる性質なり、系統なりを、保持してゐるかの方面について、究明して見たい。

之が為に、大念仏寺本と、京大藏清原宣賢抄本と、詩正義本と、釈文正本並に一本（四部叢刊）と、正義所引顔師古定本・俗本・崔靈恩集注本と、の比較表を作つて見よう。但し念仏寺本は、巻首から召南標有梅篇までの残巻であるから、それだけの部分についての、主要な例百五十九条・附①一条に関して、比較表示を試みよう。

（表中、大念仏寺本の詩字句に同致のものは、○印であらはした。）

- 87 信厚如麟之時也此據本
- 88 君子宗族本无
- 89 無以過之也本无
- 90 有似於麟之時也姓本
- 91 振振公性姓本
- 92 定題也
- 93 象有武而不用也
- 94 如鳩鳩君子也本
- 95 乃可以配人君君子也本
- 96 冬至架之
- 97 百兩訝之
- 98 送迎百乘
- 99 方有之也
- 100 采蘩
- 101 濯濯僮僮本
- 102 夙夜夙本
- 103 髮鬢
- 104 龍倦
- 105 祭事畢，夫人褻祭服而去，髮鬢也
- 106 草虫
- 107 阜螽螽蟴也
- 108 蕨醢也蕨本
- 109 薇草也
- 110 供祭祀矣
- 111 治絲繭
- 112 供衣服

信厚如麟趾之時也	君之宗族	無以過也	有似麟志之時	：公姓	示有武而不用也	乃可以配(國君)焉	：御之	送御皆百乘也	僮僮	夙夜	髮鬢	：祭祭服，而去髮鬢	草虫	阜螽螽蟴也	蕨醢也	薇草也	共祭祀矣	治絲繭	共衣服	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

劉昌宗·周說
本(冬至加之)

然る時、大念仏寺本の詩字句と同致若くは異動する諸本の状態を、主要字句百六十条に就て験すれば、大念仏寺本と同致するものは、

	宣賢本	正義本	釈文正本	釈文一本	定本	俗本	崔本	
56条	2 3 6 8 10 15 19	2 3 6 8 19 21	1 2 3 6	11 14 16 17 20	1 2 6	4 7 12	5 154	
	150 151 152 154 156	132 134 136 141 146 148	108 113 119 120 124 125 126	92 94 96 99 100 104 107	71 (?) (?) 74 78 79 82	53 (?) (?) 58 58 65 69	39 41 42 43 49 51 (?)	21 25 29 31 33 35 37
49条	148 150 151 152 154 156	126 132 134 136 146 147	103 104 117 119 120 124	79 82 92 94 99 100	49 53 (?) (?) 73 74	43 45 (?) (?) (?) 42	31 35 37 39 41 42	24 (?) 25 29 30 (?)
31条		148 150 151 156	126 132 144 147	104 109 117 120	96 99 100 103	73 75 (?) 92	43 45 (?) 60	8 21 29 41
38条	157 (?) 129 130 149	118 (?) 121 122 125	106 110 112 116	86 (?) 93 94 97	64 70 72 79	46 (?) 49 53 (?)	39 40 42 45 34	23 (?) 25 28 34
12条				109	92 105 (?)	31 44 71	8 13 19	1 2 6
12条				附①	114 (?) 119	38 103 107	15 22 33	4 7 12
2条							5 154	

の如くであり、この外のものはその外、異動があるのである。

而して、この中、宣賢本と正義本とは、大部的に、念仏寺本百六十条に相当する字句例を備へてゐるのであるが、その他の諸本は悉く備存するものではなく、存しないところがあるもの。故に、相当する字句例の存具しないものは控除して、存具するものだけの中で、同致例の比率を考へてみるのが、妥当であらう。然りとすれば、釈文正本の備具する全数は、百条、釈文一本は八十条、定本は卅六条、俗本は廿一条、崔本は五条である。従つて、宣賢本が念仏寺本と同致する率は56/160で、約三五%、正義本は38/160で、二三%、釈文一本は31/100で、

三一%、釈文一本は36/80で、四・二五%、定本は12/37で、三二・四八%、俗本は12/21で、五七・一四%、崔本は2/5で、四〇%、といふことになる。即ち大念仏寺本は、恐らく釈文正本や正義本の系統ではなく、釈文一本や崔靈恩集注本特に正義に所謂俗本の系統に属するもの、と推定されようか、或は此れは又、南北朝の南学系伝本に出るものかも知れない。

三

次に、念仏寺本と諸本との異同關係を、質的に若干検討してみる。

〔I〕先づ俗本について。④の如きは、定本・釈文正本・正義本は皆「所以風天下」に作り、俗本だけが「所以風化天下」になつてをり、念仏寺本は之に同じである。而して正義では、「俗本有化字、誤也」と校定する。正義本によつたものなら、誤りとする形に従ふことはしないであらう。念仏寺本が、正義本によらず、その祖本の一であつた俗本に系統することの一証である。同じ例は、(7)「詠歌之不足、故不知」、(15)「足以自戒王政之所由廢興也」、(22)「荇菜接余也(附1)」「王后親織玄統、公侯夫人織絃纒」、(38)「申慙懃也」、(107)「皇靈鑿也」の如きに於ても見られ、此等も正義中では皆「非也」とか「誤行也」とされてゐるもの。然も此の誤行視され俗視される形を、念仏寺本がわざ／＼存してゐるのであるから、正義本には拠らず、もと／＼俗本系の毛伝本が我國古代に流入してゐて、それに出たものか、と推定できる所以である。

〔II〕更に、釈文一本字句形についても、略同様のことが言はれると思ふ。即ち(11)「風刺上」、(14)「哀刑政之荷」、(16)「騶虞之德」、(20)「君子好仇」、(28)「葛覃」、(34)「服之無斃」、(64)「采政」、(70)「擯之」、(72)「橋木」、(93)「象有武而不用也」、(97)「百兩御之」、(98)「送迎百乘」、(106)「草虫」、(116)「蘋大萍也」、(119)「蕙蘋藻」、(121)「有齋季女」、(122)「齋敬也」、(127)「邵伯所悒」、(129)「厭挹行露」、(130)「夙早也、夜

暮。(149)「殷其雷」(157)「此夏鶯晚」の如きは、諸本の中釈文一本だけが、かやうに作って念仏寺本と同致である。故に、恐らく念仏寺本は、釈文にいふ一本系統に出たものであらう。然も右例の中、(106)「草虫」の如きは、釈文に「本或作虫非也」と否認されてゐる。虫「の形に従ひ存するのであるから、釈文を依拠にし其の一本の形に従つて字を改めたもの(もしさうだとすれば、誤視されてゐる字形を存することはしない)ではあるまい。釈文にいふ一本系統の底本が我國古代に伝はり、それを祖本にして念仏寺本が抄写されたものと推される。而して、釈文一本と正義の所謂俗本とは、釈文正本に非ざる当時通俗の流行本の幾つかであるべく、同一物ではないが、共通点も有つもの、と推されようか。

(Ⅲ) 宣賢本について。尚又、(10)「移風易俗」(65)「天下和平」(78)「尤高潔者也」(108)「蕨蕪也」(113)「女子十年不出門」(141)「相功化」の如きは、諸本皆異なり、唯宣賢本のみが之に同致である。蓋し宣賢本は多く正義本に拠つて改めてゐるが、尚このやうに、我國古伝本の相を伝存するところもあつたと見るべく、それは又念仏寺本に固存伝承される釈文一本・俗本系の古い一形とも考へられる。

(Ⅳ) 崔本・定本について。(5)「風賦也」(154)「箋云、何乎此君子」：は崔本と念仏寺本とのみが同致する。蓋し崔本など南学系のものに念仏寺本は多く連関があつた。又(13)「礼義廢」(14)「無嫉妬之心也」(71)「先受文王之教化」(109)「薇草也」(123)「父醜之」などは定本のみ合致する。蓋し定本は、顔師古が亦多く南学に基き採る所のあるもの。故に念仏寺本と合致する此等のものは、恐らく念仏寺本が南学系通俗本に出るが故の符同と察せられる。特に(71)「先受文王」の如きは、宣賢本も同じだから、我國古伝本にはかく作つたに違ひなく、念仏寺本系の祖本から「先受」だつたので、定本によって改めたのではなからう。

(Ⅴ) 釈文正本・正義本との關係。然るに、念仏寺本と雖も、勿論、釈文正本や時には正義等によって、伝写の際に、改写される所がなかつた、とは言へない。(51)「唯蝮蟻不余耳」の如きは、宣賢本「不余」に作れば、我國古伝本には「不余」に作られたと推されるが、正義本・釈文正本には「不耳」に作れば、之らを合せて「不余耳」と改写したものかと思はれる。而して又、此の外、(75)「於流水之上」(144)「委蛇」なども、釈文正本のみが念仏寺本と合致する例であり、釈文正本によって改写した、とも見えなくはない。が、これらもやはり、古い俗本系にもかく作つてゐたものと言ふべく、釈文正本に由つて改めたのではないらしい。例へば、

(24)「欲與之共已職事之也」の如きも、宣賢本は「職也」であり、正義疏文中のみ「職事也」となつてゐて、正義により「事」字を増入したとも見られるものである。が、念仏寺本には、「欲與之共已職事之也」の如くに校合してを无本り、「之」とは「之」字は或る本には無い、といふのである。然る時、或本には、「之」字がなく、衍増であることには注意しながら、「職事」の「事」字には言及してないのであるから、念仏寺本には元來「之」も「事」も備はつてゐて、異とするに足らなかつたのであらう。即ち此の抄本の祖本は、古くから此の形を相伝してゐた、と考へられ、正義に由つたのではないらしいのである。又(124)「祭礼主婦設羹」も、宣賢本・正義本と同致するもの。然も、これは宣賢本も「祭礼」に作るから、蓋し我國古伝の形を存したものと推すべく、正義に由つたとも言へない。更に、(54)「藟置」の如きは、釈文正本のみにかく作るのであるが、念仏寺本には、「他故又作藟」の如く、後から釈文によって校合書入レされてゐる。即ちこの抄本系の祖本に古く相伝された形と想はれるのである。(但しこれなどは、釈文正本に由つて改写されたものを求めるとすれば、その色彩の濃厚なものとは言

へよう。)又(60)「有武力任^レ為^レ將率之德」の如きも、正義本・宣賢本みな「有武力可任為^レ」に作って異なり、釈文正本のみが同致であるから、一応、釈文正本に由つたものかとも、見られるものである。が、校合書入レに、「率^帥」とあり、「帥」に作り、又その音注のあるのは釈文正本で、之を^{沈陽反音類反}校合書入レたのであるから、本来、「率」に作つたのが念仏寺本の形であらう。そして「任為^レ」には及んでないから、これも本来よりかくなつてゐて、釈文正本とは同致なので、問題とするに足らなかつたものと推せる。もし釈文正本に由つた改写だとすれば、「任為^レ」だけでなく、「率」も共に改めたであらう。任為^レ」だけ改めて「率」は「帥」に改めなかつたといふのは、不自然である。故に(60)も、念仏寺本には、もとゞかやうに作られてゐた形、と想ふ。又(96)「冬至架之」も、釈文正本にかく作られて同致するもの。が、之については、既元校勘記にも論じてゐるが、顔氏匡謬正俗引劉昌宗・周統等本には、「加之[△]」に作り、「音架」としたらしい。「加」でも「架スル」意味ではあつた。それはともかくも、釈文音注を見るに、「架之[◎]」音嫁、俗本或作加功」といふ。即ち「俗本或作」とは、「俗本の中の或るものは加功に作る」の意なるべく、俗本中에서도「架之」に作つたものは、勿論あつたであらう。随つて、「架之」に作るからといって、悉く釈文正本に由つた、とはいへない。此の抄本の(96)「冬至架之」も、亦その証例で、俗本中の或本で「架之」に作るものに基いたもの、と推されるのである。

以上の数証によつて、念仏寺本が正義・釈文正本に同致する形のものも、必ずしも正義・釈文正本らに由つて、改写されたものではない。元來念仏寺本の祖本からさうなつてゐた古い型が多く、けだし六朝流行の通俗本系乃至釈文正本・正義本に、共通した字句形であつたらうか、と推定されるのである。

(VI) 然る時、此等は、念仏寺本が古い型の一種のものを本具すること

とを、示も事例の一端である、ともいへよう。

かくて、念仏寺本の特質は、六朝通俗本系統の古い型を、原拠として存有してゐる点にあり、その例証は、既述の如き、釈文一本・俗本・崔民集注本等に同致する形を存するものに於て見出せる。

然るに又、念仏寺本の特質価値は、諸他の伝本には全然存しない字句形をすら具存し、それが必ずしも改変ではなく、むしろ本来固存する形であつて、それにより、六朝通俗本系の形相を、今日に於ても、或る程度まで伺察できる、といふ点にあらう。次に、此の点を若干究明して見たい。

四、

先づ(9)「成教敬」の如きは、宣賢本以下諸本には、みな「孝敬」に作る。従つて、念仏寺本の「教敬」は、誤写ではないか、とも疑はれよう。が、念仏寺本には、「成教敬」とあり、一本には「孝」に作ると校合「書入レ」してゐる。従つて「教敬」に作ることは、念仏寺本本来の形で、之を誤りとも、亦「孝」に作るべきだとも、考へてはゐない様である。又(10)「移風易俗」も、正義本には「移風俗」に作り、唯宣賢本は「移風易俗」に作る。故に、我國古伝の抄本は、かく作つたであらう。釈文正本・一本や俗本その他には、此の条を欠いで不明であるが、蓋し六朝通俗本系には、かく(9)、(10)の如くに作るものがあつて、それを念仏寺本の祖本も伝承し、相伝したものと推される。又(18)「衷謂慮中心、恕之無傷善之心、謂好仇也」の如きも、諸本に異なる。而して「慮中心」の慮は、「本无シ」と書入レする。諸本には存しないのであるが、此の抄本には本具したものであり、有る方が意味がよく通ずる。従つて、これも誤衍とは見てゐない。やはり我國古伝の六朝通俗本系には、かく作られたと推すべきか。又(32)「因葛之形性以興焉」も、正義本・宣賢本みな「形」字なく、此の抄本にだけあるもの。箋の意が、「女子の形体長大と容色の

美盛とに喩へた」とするに在る以上「形性」となつてゐる方が佳であらう。抄本に「形性」と書入レがあるのも、「形性」を誤行視せず、異同を記したものであらう。又(36)「揭。揭。揭。否」(50)「衆。斯」(55)「據之打打」(65)「天下和平」(133)「獄訟也」(139)「室家之道不足」(39)「誰女誰無家」なども、やはりそれら、此の抄本の祖本からかくなつてゐたものか。そしてそれは、六朝通俗本系の我国に流入して古伝されたものであらう。念仏寺本は、そのやうな古い一種型を固存し、

南社文学と「詩界革命」

倉田貞美

序言

南社は、一九〇九年に柳亜子・陳去病・高天梅などが發起人となつて上海に創設した、清末民初における一つの文学団体であるが、文学上における共同の信条に基いて結成されたものではなく、革命思想を中心として結ばれた文学団体であった。同人たちは文筆をもつて大いに革命思想を鼓吹したし、多くの者が直接革命運動に参加したのであるが、もとより同じく革命思想とは言つても、「清朝打倒」という当面の目標は一致していたが、必ずしも同じような思想ではなかつた。ともあれ、南社文学は革命家の文学とも言い得るものであり、民族的、革命的、浪漫的な特色を有し、辛亥革命時代の時代精神を最も如実に反映した文学であつたと言ふことができよう。

この南社の同人たちは、いわゆる「詩界革命」——梁啓超たちが提唱し、黄遵憲などが優れた作品によつて具現した——に對して、いかなる立場をとつたか。「詩界革命」から陳独秀・胡適たちの「文学革

今日に髣髴させてくれる特質と価値をそなへてゐる。

五

以上により、大念仏寺本毛伝残卷は、恐らく釈文一本系、特に六朝通俗本(詩正義に所謂俗本)系統を祖本とする古い型を伝存するものか、と推定せられ、随つて釈文正本・正義本等とは別系の伝本と考へられる。そこには、正義本・釈文正本系と異なる古い型の字句相が残見でき、それは亦詩義解釈に少なからず貢献するものがある。

命」への途上において、詩歌革新の上にかなる寄与をなしたか。そのうした点を明らかにしてみたいと思ふのである。

南社の同人は、發起人の陳去病・高天梅・柳亜子を始め、黄節・諸宗元・馬君武・王毓仁など、多くの者が、同時に国学保存会の会員であつた。殊に黄節・陳去病はその主要なメンバーとして、「国粹学報」上に多くの論說詩文を掲載したし、諸宗元・劉季平・高天梅・吳梅・胡樸安・龐樹柏なども、その作品を発表している。したがつて、「国粹学報略例」(第一期)において示した、「發明国学、保存国粹為宗旨。」とか、「於泰西學術、其有新理精識、足以証明中學者、皆從闡發。」という主張を、一応共通的なものと考えても、必ずしも不当ではないであらう。

彼等がかくの如き態度を執るに至つた理由は、「南越の詩人」黄節が、「國於吾中國者、外族專制之國、而非吾民族之國也。學於吾中國